



RI 第 2 6 1 0 地区

井波庄川ロータリークラブ会報

2011-2012 年度 No. 4

事務局 〒939-1635 富山県南砺市福光 7336-4 福光会館 3F
ふくみつ光房内 TEL 0763-53-1333 F A X 0763-53-1334、

inashorc@athena.ocn.ne.jp

2011-2012 年度 会長 高瀬顕正、幹事 浅田裕二

2011-2012 年度 RI テーマ



「この心の中を見つめよう
博愛を広げるために」
(カルヤン・パネルジー会長)

① いなみ太子伝観光祭「氷の彫刻フェスティバル」 ② 7月27日例会記録



2011年の氷の彫刻フェスティバル作品のテーマ「親子兔」

① 氷の彫刻フェスティバル

平成23年7月24日(日) いなみ太子伝観光祭会場にて (上新町・松田電機前)

氷の彫刻フェスティバルには、2004年に当クラブは初参加し、「太子様」を制作、以来今年で8回目の参加です。今年は、独自にノコギリを使い、兎の

耳を後付けする技術に挑戦しました。塩の力も借り、見事時間内に完成し、写真のように作品と会員が記念写真に収まりました。



作品が出来た後は、恒例の太子伝納涼懇親会となりました。



② 第1582回例会

平成23年7月27日(水) 井波文化センター

1. 点 鐘 河合耕一会長エレクト (代理)
2. ソング 「四つのテスト」
3. **会長の時間 (河合会長エレクト)** : 先日の7月24日の氷の彫刻フェスティバルには、大勢の参加があり、有難うございました。来年はプロの部で参加したいものです。聞くところによりますと、プロは瞬間冷却材を使っていろいろ細かい作業をするそうです。



4. 幹事報告 (齊藤副幹事・代理) : 8月の例会は変更がたくさんあります。①8月3日、通常例会で、理事会があります。②10日午前6時半、谷の高瀬会長の浄教寺で早朝例会。③17日はお盆の休会。④24日は、例会変更で、夜間の納涼例会です。夕方6時半から、福野「喜久」。⑤31日早朝、国際木彫刻キャンプクリーン作戦です。午前6時交通広場開始です。【集合時間は後ほど】⑥地区大会の締め切りが迫っています。

出欠確認していますので、宜しくお願いします。

5. 委員会報告：①地区財団委員長会議（助田会員）：先週金沢地場産センターでの会合に行ってきました。内容を聞いてきたのですが、わからない点が多く、後ほど整理してお話します。【余談：太子伝でチェーンソーアートの作品を入札して、購入しました。他の入札者の価格があまりに安く、びっくり。あれでは、作者がかわいそう…。氷の彫刻フェスティバルの閉会式に出てみましたが、参加者が少なく、あれでは盛り上がりません。何とかせねば…】②会報（・IT）委員会：山本副委員長：会報の制作にご協力を！卓話者は、必ず、抄録・資料を！（できれば、電子媒体で…）

6. 出席委員会 20名中15名出席（調整後78.95%）

7. ニコニコBOX（幹事代理：本日4名、7000円。7月計：63000円）

河合会員：代理の代理でした。代打で出てきて三振というところですか？

水島会員：先日の氷の彫刻フェスティバルには、久しぶりの襖の張り替えで参加できず残念。福野の夜高がフランスに行きます。

中島会員：早退お詫び。氷の彫刻は素晴らしい作品でした。またその後の懇親会も楽しかったです。

岩崎会員①：氷の彫刻の後の懇親会の残金をニコニコBOXへ。

岩崎会員②：先週欠席お詫び、神戸などへ研修でした。来週から、また松本や甲賀へ出張あります。

卓話「相続あれこれ」荒木憲一会員

荒木会員：本日は自分の仕事の関係から、相続について少し話をします。相続には、相続人が誰かなどで、必ず必要になりますので、戸籍が関わってきます。まず、戸籍の話をしていきます。



戸籍というものは、明治5年に出来た壬申戸籍が一番古いものと言われています。その前は、武士は藩が作っていたでしょうが、その他は不明。この壬申戸籍には、その人の身分が、記載されておりました。【例：歳多、非人など】差別問題にも影響することから、現在は、完全非公開となっています。その後、明治31年戸籍というのが、公開されてもいい戸籍として初めて現れました。しかし、これにも、妻や連れ子などの記載があり、平民、士族などの身分が載っています。明治から、家督相続は、戸主が亡くなると長子が相続と決められておりました。昭和22年に廃止されるまで、続きました。現在はその当時の戸籍は保存期間が切れたため、廃棄処分されたものが多くなりました。昭和33年から、現在の形の戸籍が出来、更に、今は電子化戸籍になりました。

さて、相続について、夫がなくなると、妻と子供の場合は、妻1/2、子（何人いても）1/2。妻と祖父母の場合は、妻2/3、祖父母併せて1/3。妻と兄弟の場合は、妻3/4、兄弟併せて1/4。これが原則です。

ところで、東日本大震災などの被災者は、役所で、チェックシートに記載して、死亡認定をすぐに受けることが出来ます。生命保険金などの受取の必要上、手続を速めています。一般には、海や山で遭難した場合でも、1年間経過しないと死亡認定は受けられません。

遺産相続には、分割協議というものが便利です。また、遺言書を正式に作るのもいいと思います。【何かありましたら、荒木会員にご相談下さい：筆者註】

【荒木会員当日配布資料】

「相続あれこれ」

H23.7.27

1. 相続人と法定相続分

死亡のみによって、財産上の権利義務が直ちに相続人に移転する。法定相続分は分数的割合。

- ① 配偶者は、常に相続人となる。
- ② 第一順位子→第二順位父母・祖父母→第三順位兄弟姉妹
- ③ 養子・・・実子と同様
- ④ 子又は兄弟姉妹が先に死んだ場合・・・代襲相続（その子が親に代わって相続する）
- ⑤ 内縁の妻・・・相続人とならない
- ⑥ 相続人がいない場合・・・国に帰属する

2. 相続財産等

- ① 土地、建物・・・固定資産税の課税標準額及び路線価格
- ② 現金、預貯金
- ③ 株式、ゴルフ会員権・・・市場取引価格（譲渡禁止特約のあるものもある）
- ④ 書画、骨董、装飾品・・・
- ⑤ 借金、債務・・・相続される（芸術作品等を制作する債務は対象とならない）
- ⑥ 生命保険金・・・受取人を本人または相続人としている場合→相続人の権利・相続財産
- ⑦ 遺族年金、死亡退職金・・・内規、就業規則による受給者固有のものが多い。
- ⑧ お墓、仏壇…相続の対象とならず、祭祀主権者が承継
- ⑨ 借家権、借地権・・・原則相続対象となる
- ⑩ 香典、弔慰金・・・葬式費用の一部として、喪主のもの
- ⑪ 死亡後の家賃・・・遺産ではないが、事実上、協議で分割に含める場合もある

3. 遺産分割

・相続人全員の協議によって自由に決める・・・現物分割、金銭代償、換価分割又は共有（評価は分割時の時価によるのが通例）

・借金がある場合は、事前に銀行と交渉して、借金の負担者について承諾を得ておくこと。

・相続人の中に痴呆（認知症）等で判断能力がない人がいた場合・・・成年後見人を選任

・合意ができなかったとき・・・家裁に調停を申し立てる。

4. 相続放棄

・借金を相続しない方法・・・3カ月以内に家庭裁判所へ相続放棄の申立てをする。

・はじめから相続人にならなかったものとみなす。

・「相続分のないことの証明書」とは、登記実務上便宜的に作成されたもの

5. 遺言

6. 遺留分

7. 相続税

① みなし相続財産：生命保険金、死亡退職金の一部、3年以内の贈与財産等

② 基礎控除額：5000万円＋（1000万円×法定相続人の数）

③ 配偶者控除：法定相続分まで又は1億6000万円以下であれば課税されない。